

起業等スタートアップ支援補助金

(公財)かがわ産業支援財団では、県内における創業、第二創業又は第二創業につながるような新たな分野への進出を促進し、県経済の活性化を図ることを目的に、県内で創業、第二創業又は新分野進出を行う者に対して、その初期投資に必要な経費の一部を補助します。

I. 補助対象事業・補助金額

類型	対象事業	補助金上限額
一般型事業	原則として、事業内容に制限はありません。(※1)	50万円(補助率 1/2)
先端技術活用型事業	次の先端技術を活用した事業(※1) (具体的な活用内容については、募集要領を確認してください。) ① CNF等高機能素材(※2) ② 3D積層造形技術 ③ ロボット技術 ④ ICT、IoT、AI等	500万円(補助率 1/2)

※1 遊興娯楽業のうち風俗関連営業、射幸的娯楽業等、県の公的資金の助成先として社会通念上適当ではないと判断する事業を除く。

※2 CNF(セルロースナノファイバー)、CFRP(炭素繊維強化プラスチック)、液晶ディスプレイやリチウムイオン電池の素材などの電子材料等

II. 補助対象者

以下全ての要件を満たす者であること

(1)香川県内における創業者、第二創業者又は新分野進出者であること。

類型	要件
創業者	①補助金の募集開始日の翌日から平成31年1月31日までに、県内において個人開業若しくは会社(会社法(平成17年法律第86号)第2号1項に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。以下同じ。)の設立を行う者、又は補助金の募集開始日以前の1年間に、県内において既に個人開業若しくは会社の設立を行った者 ②県外において個人開業又は会社の設立を行った者で、補助金の募集開始日の翌日から平成31年1月31日までに、県内に事業の主たる機能を移転する者、又は補助金の募集開始日以前の1年間に、県内に事業の主たる機能を移転した者
第二創業者	補助金の募集開始日の翌日から平成31年1月31日までに、既に事業を営んでいる会社における、新たな分野(日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)の中分類が異なる業種をいう。)に進出することを目的として、県内において分社化により新たな会社の設立を行う者
新分野進出者	補助金の募集開始日の翌日から平成31年1月31日までに、既に事業を営んでいる会社における、新たな分野(日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)の中分類が異なる業種をいう。)に進出することを目的として、県内において専任職員を配置する新部署等の設立を行う者

(2)「創業者」については、**創業支援塾等(※3)**を受講(交付申請日時点で未受講の場合、受講の意思があり、補助事業期間の完了日までに受講)の上、その事実を証明すること。

※3 財団が実施する創業支援塾、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に基づく認定市町で行われる特定創業支援事業として実施される創業塾、創業セミナー等

(3)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者であること(ただし、みなし大企業を除く)

(4)県税を完納していること。

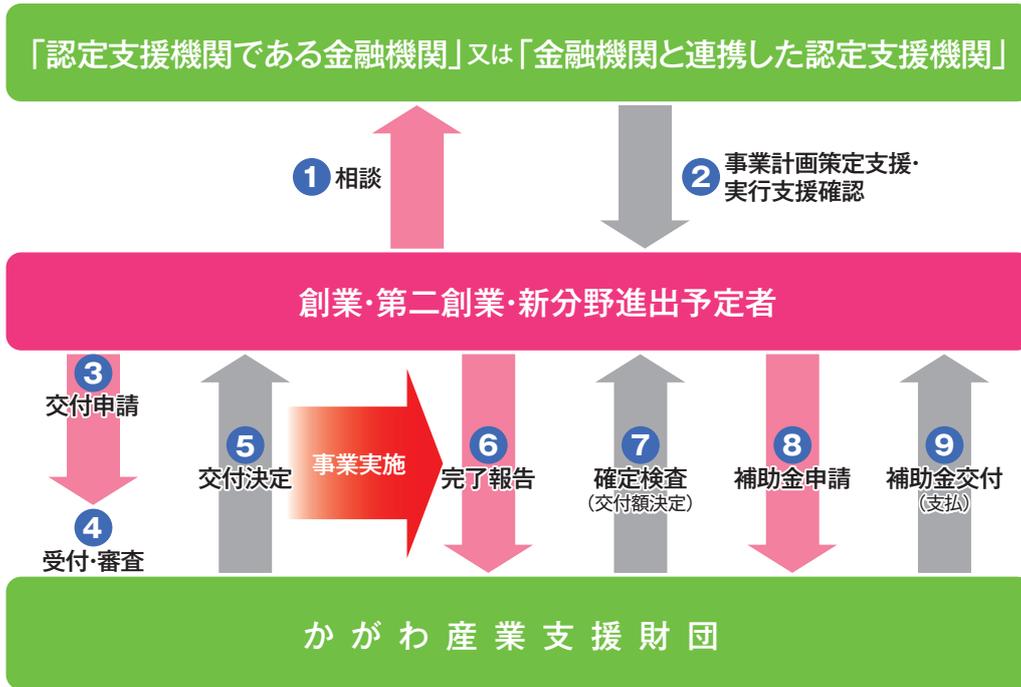
III. 補助対象経費

人件費	人件費(補助事業に直接従事する、直接雇用の従業員に限る。)
事業費	起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費
委託費	委託費

IV. 公募期間

平成30年5月10日(木)～平成30年6月15日(金)

スキーム図



- 本事業の申請書類の提出に際しては、「認定支援機関である金融機関又は金融機関と連携した認定支援機関」による事業計画策定支援及び事業計画実行支援の確認が必要となります。
- 「認定支援機関」については、中小企業庁のホームページによりご覧いただけます。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kyoku/ichiran.htm>

申請から補助金交付までの流れ



※全体スケジュールは予定のため、申請状況等によりスケジュールが前後することがあります。

申請手続きについて

申請にあたっての詳細条件や必要書類は、「起業等スタートアップ支援補助金募集要領」をご確認ください。募集要領や交付申請書様式等の関係書類は、財団のホームページからダウンロードできます。[\(http://www.kagawa-isf.jp/\)](http://www.kagawa-isf.jp/)

申請書類提出先、お問い合わせ先

(公財) かがわ産業支援財団 企画情報課 創業支援担当^(※)
 〒761-0301 高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階
 TEL:087-868-9901 FAX:087-869-3710

(※) 提出方法は、郵便、宅配又は持参にて行ってください(FAXによる提出はできません)。